

国民健康保険税の減免について及び
傷病手当金及び傷病見舞金の申請状況について（中間報告）

●新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免状況について
（令和3年1月末日現在）

対象 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または、重篤な傷病を負った世帯、もしくは主たる生計維持者の収入等の減少が前年の収入額の10分の3以上であり、一定の要件に該当する世帯。

減免許可件数		76件
減免金額		14,928,241円
内訳	令和元年度	1,669,587円
	令和2年度	12,889,194円

●傷病手当金及び傷病見舞金の申請状況（令和3年1月末日現在）

傷病手当金

対象 給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合に給与等の全部又は一部を受けられない時に給付を行う。

申請件数	0件
支給額	0円
予算額	4,230,000円（5月補正）

傷病見舞金

対象 傷病手当金の対象とならない自営業など事業収入の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、一律10万円を支給する。

申請件数	1件
支給額	100,000円
予算額	800,000円（6月補正）